

條約第三号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

睦化

明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣桂離宮吉之望
外務大臣子爵内田康哉

條約第五號

陸戰ノ場合ニ於ケル中立國
及中立人ノ權利義務ニ關ス
ル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合
衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇
帝ボーミヤ國皇帝洪牙利國皇帝陛下、自耳義國皇帝
陛下ボリヴィア共和國大統領、伯刺西爾合
衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和
國大統領、格倫比亞共和國大統領、玻馬共

和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、ドミニカ共和國大統領、エクアドル共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、グアテマラ共和國大統領、ハイチ共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公ナッソー公殿下、墨西哥合衆國大統領、モレテネグロ國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、パラグエー共和国大統領、和蘭

國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及、アルガルヴ皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、サルヴァドル共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東、^{ノル}グエート共和國大統領、^{ノエス}エニテ合衆國大統領、ハ、陸戰ノ場合、^ミ於ケル中立國ノ權利義務ヲ一層明確ナラシメ且中立領土、^ミ避退シタル交戦者ノ地位ヲ規定セムコトヲ欲

ニ又交戦者トノ関係ニ於ケル中立人ノ地位ヲ其ノ全體ニ付テ規定スルコトハ之ヲ後日ニ期待シ茲ニ中立人ノ資格ヲ定メムコトニ希望シ之力為條約ヲ綿結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルセル・ド・ビーベルスタイン

本會議特派委員コレセイエ、アレチーム・ド・レガニヨレ、帝國外務省法律顧問、常設仲裁

裁判所裁判官ドクトルヨハレネス、クリーデ
亞米利加合衆國大統領

特命大使ジョセフエッテ、チヨート

特命大使ホレース、ボーネー

特命大使ユリアー、エムローズ

和蘭國駐劄特命全權公使デヴィッド、ジエーン

海軍少將全權公使チャールスエススペリー
陸軍少將合衆國陸軍軍法會議長全權
公使ジョン・ビードル・デーヴィス

全權公使 ヴィリアム、アイ、ブカナヒ

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣 伊國駐劄特命全權公使 常設仲裁裁判所裁判官 ロケ、サエレツベニヤ

前外務及教務大臣 下院議員、常設仲裁裁判所裁判官 ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官 カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奧地利國皇帝 ボヘミヤ 國皇帝 洪牙利國皇帝陛下

コシセイエー、アレナーム、特命全權大使 ゲーテ
ニ、メラー、ド、カボスメラー

希臘國駐劄特命全權公使 男爵 レールード

マッキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣 代議院議員、佛國學士院會員
白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士
院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁
裁判所裁判官 ベルナール

國務大臣 前司法大臣 ジー、ヴァン、デン、ヒューベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國
學士院會員、男爵 ギーヨーム

ボリヴィア共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウ
ゲオルギー

英國駐劄特命全權公使 フュルナンド・エ・グワ
チャラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官
ルイ・バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使 エヴァルド・エスエ

スドス・サントス・リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官 ヴルバ・ヴィナロフ
大審院檢事總長 イヴァン・カラレジエーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使 ドミニゴ・ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使 アウグスト・マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁
國駐劄特命全權公使 カルロス・コンチャ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ・ホルグイン

サンティアゴ・ベレス、トリリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリ

アノ・ヴァルガス

玖馬共和国臨時總督

ハヴァナ大學國際法教授、上院議員アレトニオ、

サンチエス、デ、ブスタマシテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ

イ、アロステグイ

前ハヴァナ中學校長、上院議員マヌエル、サングイリード

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタンチノ、ブロン

海軍少將クリスチア、フレデリック、シェルレル

侍從、外務省課長アクセル、ウエデル

ドミニカ共和国大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フラン

シレスコヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁

判官アボリナル、テヘラ

エクアドル共和国大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使
ヴィクトルレシドン

代理公使エリクスドニ、イ、デ、アルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命全權大使
ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤウルーチヤ
和蘭國駐劄特命全權公使
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、
カルヴォ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウスイ、ガマゾ、デモルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオニ、ブルジ

ヨア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネルド、コンスタン
巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭國駐劄特命全權公使マルスラレ、ベレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領
土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所
裁判官、サーエドワード、フレイ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、サ
ーラー・ネスト、ダーリン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナ
ルド、ジエームス、マッケー、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、サーエンリーハ
ワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使、クレオーリツォ、ラ
シガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所
裁判官、ジョルジ、ストレイト

グリテマラ共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設
仲裁裁判所裁判官、ホセ、チズレ、マチャド
獨逸國駐劄代理公使、エンリケ、ゴメス、カリ
リヨ

ハイチ共和国大統領

佛國駐劄特命全權公使 ジャン、ジョセフ、ダルベル
マル

米國駐劄特命全權公使 ジー、エヌ、レジエ
前國際公法教授 ポルトーランス組合辯護
士 ピエール・ユデナール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設
仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジョ
セストルニエリ、ブルサチ、デ・ヴェルガノ

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使 佐藤愛磨

盧森堡國大臣 ナッソー公殿下

國務大臣、内閣議長 アイシェン

獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド・ヴィレー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベード、
ミエー

自耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權
公使フランシスコ、エルデ、ラ、バラ

モンテネグロ國公殿下

國駐劄露國特命全權大使ネリドフ
コレセイエー、ブリヴ、アレペリアル、アクチュエル、佛
國駐劄露國特命全權大使ネリドフ
コレセイエー、ブリヴ、アレペリアル、露國外務省
常任顧問官ド、マルテレス

コレセイエー、デタ、アンベリアル、アクチニエ、和蘭國駐劄
露國特命全權公使チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼
丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁
判所裁判官フランシス、バーゲルブ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ボラス

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチャイシ

バラグエー共和国大統領

バラグエー共和国大統領

比律悉駐在領事伯爵ジエ・デュモリゾー・ド・ベル
ジヤレダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣下院議員ドブルヴモアッシュドボー

フォール

國務大臣參事院議官常設仲裁裁判所

裁判官テー・エム・セー・アッセル

退職陸軍中將前陸軍大臣參事院議官
ヨンクヘルジー・セー・ヒー・デ・ベルボールチュゲール

特務侍従武官退職海軍中將前海軍大

臣ヨンクヘルジー・ア・ローエル

前司法大臣下院議員ジー・ア・ロエフ

祕露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使常
設仲裁裁判所裁判官カルロス・ジエ・カレダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使常設仲裁裁判
所裁判官サマド・カニ・モムタゾスサルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルヴァ・アーネッド
カン・サダグ・ウルムルク

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下

參事院議官ベル、デュロイーム、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵デソヴェラル

和蘭國駐劄特命全權公使伯爵デセリール、瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリヅエイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドルベルダマヒ

全露西亞國皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使エドガールマゾロルダト

權大使ネリドフ

コレセイエー、ブリヴ、アクチエル、佛國駐劄特命全仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス

命全權公使チャリコフ

サルヴァードル共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ベドロ、ジー、マテウ

英國駐劄代理公使サンチャゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サブスグルーアイチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロザル、ミロザアノヴィッチ
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミヒル、ミリナエヴィッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將ミヌ、チャナデー、ウドム

公使館參事官セー、コラヂオニードレリ

陸軍大尉ルアレグ、ビュヴァナルト、ナリューバル

瑞典國ゴツ及ヴァレド皇帝陛下

前司法大臣丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマルレオナルド、ハマルスキヨルド

前無省大臣前高等法院評定官常設仲裁裁判所裁判官ヨハニネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使
ガストン・カルラレ

陸軍參謀大佐、ジョン・エヴァー 大學教授、ナッシュ
シボレル

ケーリヒ 大學法學教授、マクス・ブーベル

土耳其皇帝陛下

特命大使、ミストルード・レヴカフ・ケュルカヒ・パレヤ

伊國駐劄特命全權大使、レッド・ベー

海軍中將、メーマド・パシャ

東グルグエー共和国大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ・バ

トレ・イ・オルドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン・ペーナストロ

ヴェネズエラ合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使、ホセ・ヒル、アルトゥル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト
認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左
ノ條項ヲ協定セリ

第一章 中立國ノ権利義務

第一條 中立國ノ領土ハ不可侵トス

第二條 交戦者ハ軍隊又ハ彈薬若ハ軍需品ノ輸重ヲシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ得ス

第三條 交戦者ハ又左ノ事項ヲ為スコトヲ得ス

イ 無線電信局又ハ陸上若ハ海上に於ケル交戦國兵力トノ通信ノ用ニ供スヘキ一切ノ機械ヲ中立國

ノ領土ニ設置スルコト

口 交戦者カ戰爭前ニ全然軍事上ノ目的ヲ以テ中立國ノ領土ニ設置シタル此ノ種ノ設備ニシテ公衆通信ノ用ニ供セラレタルモノヲ利用スルコト

第四條 交戦者ノ為中立國ノ領土ニ於テ戰鬪部隊ヲ編成シ又ハ徵募事務所ヲ開設スルコトヲ得ス

第五條 中立國ハ其ノ領土ニ於テ第二條乃至第四條ニ掲ケタル一切ノ行為

ヲ寛容スヘカラサルモノトス

中立國ハ其ノ領土ニ於テ行ハレタルモノニ非サレハ中立
違反ノ行為ヲ處罰スルヲ要セサルモノトス

第六條 中立國ハ交戦者ノ一方ノ勤務ニ服
スル為個人力箇箇ニ其ノ國境ヲ通過
スルノ事實ニ付其ノ責ニ任セス

第七條 中立國ハ交戦者ノ一方又ハ他方ノ
為ニスル兵器彈薬其ノ他軍隊又ハ艦隊
ノ用ニ供シ得キ一切ノ物件ノ輸出又ハ通
過ヲ防止スルヲ要セサルモノトス

第八條 中立國ハ其ノ所有ニ屬スルト
會社又ハ個人ノ所有ニ屬スルトヲ問
ハス交戦者ノ為ニ電信又ハ電話、線條並無
線電信機ヲ使用スルコトヲ禁止シ又
ハ制限スルヲ要セサルモノトス

第九條 第七條及第八條ニ規定シタル
事項ニ關シ中立國ノ定ムル一切ノ制
限又ハ禁止ハ兩交戦者ニ對し一様ニ
之ヲ適用スヘキモノトス

中立國ハ電信若ハ電話ノ線條又ハ無線

電信機ノ所有者タル會社又ハ個人ヲ
シテ右ノ義務ヲ履行セシムル様監視
スヘシ

第十條 中立國カ其ノ中立ノ侵害ヲ防
止スル事實ハ兵力ヲ用ヰル場合ト雖
之ヲ以テ敵對行為ト認ムルコトヲ得
入

第二章 中立國內ニ於テ留置ス
ル交戰者及救護スル傷
者

第十一條 交戰國ノ軍ニ屬スル軍隊カ
中立國領土ニ入りタルトキハ該中立
國ハ成ルヘク戰地ヨリ隔離シテ之ヲ
留置スヘシ

中立國ハ右軍隊ヲ陣營内ニ監置シ且
城塞若ハ特ニ之カ為ニ設備シタル場
所ニ幽閉スルコトヲ得
許可ナクシテ中立領土ヲ去ラサルノ
宣誓ヲ為サシメテ將校ニ自由ヲ與フ
ルト否トハ中立國ニ於テ之ヲ決スヘ

第十二條 特別ノ條約ナキトキハ中立國ハ其ノ留置シタル人貞糧食被服及人道ニ基ク救助ヲ供與スヘシ
留置ノ為ニ生シタル費用ハ平和克復ニ至リ償却セラルヘシ

第十三條 逃走シタル俘虜カ中立國ニ入りタルトキハ該中立國ハ之ヲ自由ニ任スヘシ若其ノ領土内ニ滯留スルコトヲ寛容スルトキハ之カ居所ヲ指

定スルコトヲ得

右規定ハ中立國ノ領土ニ避退スル軍隊ノ引率シタル俘虜ニ之ヲ適用ス

第十四條 中立國ハ交戦國ノ軍ニ屬スル傷者又ハ病者カ其ノ領土ヲ通過スルヲ許スコトヲ得但シ之ヲ輸送スル列車ニハ戦闘ノ人貞及材料ヲ搭載スルコトヲ得サルモノトス此ノ場合ニ於テハ中立國ハ之カ為必要ナル保安及監督ノ處置ヲ執ルヘキモノトス

交戦者ノ一方カ前記條件ノ下ニ中立
領土内ニ引率シタル傷者又ハ病者ニ
シテ對手交戦者ニ屬ス一キ者ハ再ヒ
作戦動作ニ加ルコトヲ得サル様該中
立國於テ之ヲ監守スヘシ右中立國ハ自
己ニ委ネラレタル他方軍隊ノ傷者又
ハ病者ニ付同一ノ義務ヲ有スルモノ
トス

第十五條 ^{リネヴァ} 條約ハ中立領土ニ留
置セラレタル病者及傷者ニ之ヲ適用

ス

第三章 中立人

第十六條 戰爭ニ與ラサル國ノ國民ハ

中立人トス

第十七條 左ノ場合ニ於テ中立人ハ其
ノ中立ヲ主張スルコトヲ得ス

イ 交戦者ニ對已敵對行為ヲ為スト
キ

ロ 交戦者ノ利益ト為ル一キ行為ヲ
為ストキ殊ニ任意ニ交戦國ノ一

四

方ノ軍ニ入りテ服務スルトキ

右ノ場合ニ於テ交戦者ニ對シ中立ヲ
守ラサリシ中立人ハ該交戦者ヨリ同
一ノ行為ヲ為シタル他方交戦國ノ國
民ニ比シ一層嚴ナル取扱タ受クルコ
トナシ

第十八條 左ニ掲クル事項ハ第十七條
口號ニ所謂交戦者ノ一方ノ利益ト為
ル一キ行為ト認メス
イ 交戦者ノ一方ニ供給ヲ為シ又ハ

其ノ公債ニ應スルコト但し供給
者又ハ債主カ他方ノ交戦者ノ領
土又ハ其ノ占領地ニ住居セス且
供給品カ此等地方ヨリ來ラサル
モノナルトキニ限ル

ロ 警察又ハ民政ニ關スル勤務ニ服

スルコト

第四章 鐵道材料

第十九條 中立國ノ領土ヨリ來リタル
鐵道材料ニシテ該中立國又ハ私立會

第四章 鐵道材料

第十九條 中立國ノ領土ヨリ來リタル
鐵道材料ニシテ該中立國又ハ私立會

社若ハ個人ニ属シ及属スト認ムヘキ

モノハ必要已ムヲ得サル場合及程度
ニ於テスルノ外交戦者ニ於テ之ヲ徵
發使用スルコトヲ得ス右材料ハ成ル
一ク速ニ本國ニ送還スヘシ

中立國モ亦必要ナル場合ニ於テハ交
戦國ノ領土ヨリ來リタル材料ヲ該交
戦國カ徵發使用シタル程度以内ニ於
テ留置使用スルコトヲ得
右ニ関スル賠償ハ使用シタル材料及

使用ノ期間ニ應シテ雙方ニ於テ之ヲ
為スヘシ

第五章 附則

第二十條 本條約ノ規定ハ交戦國力悉
ク本條約ノ當事者ナルトキニ限縛約
國間ニノミ之ヲ適用ス

第二十一條 本條約ハ成ル一ク速ニ批

准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル

諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署
名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス
爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛
テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以
テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書前
項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證
勝本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續
ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招
請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス

ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ
タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時
ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スル
モノトス

第二十二條 記名國ニ非サル諸國ハ本
條約ニ加盟スルコトヲ得
加盟セント欲スル國ハ書面ヲ以テ其
ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ
寄託ス一レ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ
第二十三條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第二十四條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第二十五條

和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備

ヘ置キ第二十一條第三項及第四項ニ

依リ為シタル批准書寄託ノ日立加盟

(第二十二條第二項)又ハ廢棄(第二十四

條第一項)ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記

入スルモノトス

各綿約國ハ右帳簿ヲ閲覽シ且其ノ認

證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トニテ各全權委員本條約ニ署名

入

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書
一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄
託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依
リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸
國ニ交付スヘキモノトス

第一獨逸國マルシャル

クリーダ

第二 亞米利加合衆國 ジョセスエラチヨート

ホレスボーター

ユー、エム、ローズ

デヴィッド、ジェームヒル

シーエヌスベリー

ウリアム、アイ、ブカナレ

第三 亞爾然丁國 リクサエレツビニア

ルイス、エム、ドロ

亞爾然丁共和國ハ
第九條ヲ留保ス

セイ、ドリゲス、アレタ

第四 埃地利洪牙利國 メレー

男爵マッキオ

第五 白耳義國 アベルナール

ジート、ヴァニ、デル、ヒューベル

ギーヨーム

第六 ボリヴィイア國 クラウヂオ、ビニラ

第七 伯刺西爾國 ルイ、バルボサ

エー、リスボア

第八 勃爾牙利國 陸軍サ将ヴィナロフ

イヴァン、カラレジューロフ

開

第九 智 利 國 ドミニゴガナ

アウグスト、マッテ

カルロス、コシナト

第十 清 國

第十一 格倫比亞國 ホルヘボルグイレ

エスベレス、トリリアナ

エム、ヴァルガス

第十二 政馬共和國 アレトミオ、エス、デ、ブスター

ゴニザロ、デ、クサダ

マヌエル、サングイリーリ

第十三 丁 抹 國 セー、ブロレ

第十四 ドミニカ共和國 ドクトルヘリケス、カルヴァハル

アボリナル、テヘラ

第十五 エクアドル共和國 ヴィクトル、エム、レンドレ

エドルヒ、イ、テ、アルスア

第十六 西班牙國 ドブルヅ、エル、デウイ、リヤウルーチ

ホセ、デ、テ、リカ、イ、カルゾ

ガブリエル、マウラ

デスツールネルド、コンスタンシ

第十七 佛蘭西國 レオニ、ブールジョア

マルスラレ、ペレ

第六 大不列顛國 エドワードアライ

アーネストサット 第六條第十七條及
第十八條ヲ留保ス

ヘンリーハワード

第九 希臘 國 クレオベリツスラレガエ

ジョーレジエストレイト

第三 ブリタニア國 オセチブルマチャド

第二 バイチ國 タルベルジャニジヨセフ

第二十一 伊太利 國 ボニビリ

ジー、エヌ、レジエ

ピエールエヂクール

ジー、フジナト

第二十三 日本 國 佐藤愛磨

アイレーン

第二十四 盧森堡 國 アイレーン

伯爵ドヴィレー

エス、エル、ドミニエ

第二十五 墨西哥國 ジー、ア、エヌテヴァ

エフ、エル、デスバラ

第三十六

ミニテネグロ國 ネリドフ

マルテレス

エス、チャリコフ

第三十七

ニカラグア國

エフ、ハーゲルズ

第三十八

諾威國

エフ、ハーゲルズ

第三十九

巴奈馬國

エフ、ハーゲルズ

第三十

巴拉圭國

エフ、ハーゲルズ

第三十一

和蘭國

ドブルツ、ルミドボーフォール

テ、エヌ、セー、アッセル

デニ、ベール、ポールモゲール

第三十二

祕露國

ジー、アー、ローエル

第三十三

波斯國

セー、ジエー、カレダモ

第三十四

葡萄牙國

エム、サマド、カン、モムタゾスサルタモー

第三十五

羅馬尼亞國

エドガール、マヴロヨルダト

第三十六

露西亞國

ネリドフ

アルベルト、ドリヅエイラ

第三十七

土耳其國

エム、アーメドガジザデグゼル、ムルク

第三十八

伯爵

デセリール

マルテレス

第三十七 サルヴァドル國 ページー、マテウ
エヌ、ベレス、トリアナ

第三十八 塞爾比亞國 エス、グルーリッヂ
エム、ジュー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジュー、ミリチエヴィッチ

第三十九 邊羅國 モム、チャチヂー、ウドム
セー、コラザオニ、ドレリ

ルアングビュヴァナルト、ナリューバル

第四十 瑞典國 カー、アッシュエルハムマルスキルド

ヨハシネス、ヘルネル

第四十一 瑞西國 カルラレ

第四十二 土耳其國 チュルカレ

ホセバトレ、イ、オルドニエス

第四十三 ヴルグエー國 ホセバトレ、イ、オルドニエス

ツェネズエラ國 ジー、ヒルフォルトヴル

第四十四

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル
日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ
於テ第ニ回萬國平和會議ニ贊同シタル
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定ニ帝國
全權委員ノ署名シタル陸戰ノ場合ニ於
ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關ス
ル條約ヲ閱覽照檢シ之ヲ嘉納批准大

神武天皇即位紀元二千五百七十一一年明
治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ
親ラ名ヲ署シ璽ヲ鉢セシム

御名國璽

外務大臣子爵内田康哉